

利用上のご注意

1 分譲マンション専門相談の目的

分譲マンション専門相談は、管理組合の自主的な解決の促進や、特に専門的な相談の解決の充実を図るため、区市町村における相談体制の補完として分譲マンションに関する相談のうち、特に弁護士、一級建築士に相談することが必要と考えられる相談に対し、その対応を図ることを目的とします。

2 分譲マンション専門相談の仕組み

- (1) 東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課において、弁護士、一級建築士が対応します。
- (2) 区市町村の相談窓口で相談カードに内容を記入の上、区市町村より都に申し込みます。
※相談者の連絡先は、日中連絡が取れる電話番号を記載してください。
- (3) 弁護士相談は、月3回午後1時から午後3時、完全予約制です。
相談日は、区市町村担当者にご確認ください。
- (4) 建築士相談は、月1回午後1時から午後3時、完全予約制です。
相談日は、区市町村担当者にご確認ください。
- (5) 申し込みの締切りは、相談日の3日前です。(土日祝日は含みません)

3 分譲マンション専門相談の業務

- (1) 調査、診断、工事などの受注や業者の紹介は、業務の範囲外となります。
- (2) 居住者間の紛争解決や権利調整は、業務の範囲外となります。

4 相談時間

1件20分程度です。

5 申し込み後の手続など

- (1) 申し込みの後、都から相談者へ直接相談内容の確認や相談日時の調整のため連絡をします。
その際、相談に必要な資料の準備をお願いすることがあります。
申し込み後、申し込み日の翌々日までに連絡がない場合は、
マンション課（電話 03-5321-1111 内線 30-363）までお問い合わせください。
- (2) 相談中の録音、写真や動画の撮影はできません。

6 相談場所

都庁第二本庁舎 13階 南

7 連絡先

東京都 住宅政策本部 民間住宅部 マンション課 マンション管理担当
電話代表 03-5321-1111 内線 30-363 直通電話 03-5320-4933